

求職者等に対するハラスメント防止への取り組みについて

2026 年 9 月 29 日

ゼブラホールディングス株式会社・ゼブラ株式会社

代表取締役社長・CEO

石川 太郎

ゼブラホールディングス株式会社・ゼブラ株式会社（以下「当社」）では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するハラスメント※の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう環境を整備し、公正で公平な採用活動を行うことを目的とし、求職活動等における当社のルールを策定および、相談窓口を設置いたします。

※ハラスメントとは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメント等、各種のハラスメントに類する行為を含みます。

【求職活動等における当社のルール】

1. 当社では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する教育・研修を継続的に行っています。

2. 面談・面接、OB・OG 訪問に関するルール

実施時間：原則、就業時間内とします。

実施場所：社内会議室等、会社が指定した場所（オンライン、オープンスペース等を含む）とします。

連絡手段：社員から求職者へ連絡する際は、会社が管理していない個人的な連絡ツールは使用しません。

【相談窓口について】

当社の採用活動において、万が一、従業員からハラスメントと思われる言動を受けた場合には、一人で悩まずに、以下の相談窓口まで速やかにご連絡ください。

ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮いたします。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

■相談窓口

求職者ハラスメント相談窓口

zebra_soudan@zebra.co.jp

※情報は必要最小限の関係者のみで管理し、目的外利用やご本人に無断で当事者・他部署へ連絡や開示を行うことは決してありません。

以上